

平成21年度税制改正要望の内容が、各省庁から発表されています。確定拠出年金制度に関連する要望に関し、概要をまとめてみました。

平成21年度税制改正要望の概要

確定拠出年金(以下「DC」)制度において、掛金の拠出時および給付時等に税制の優遇措置がとられていることから、DC制度の改正と税制改正の間には大きな繋がりがあります。DC制度に関連する要望が、「金融庁」、「厚生労働省」、「経済産業省」の3省庁から提出されています。

1. 拠出限度額の引上げ

拠出限度額の引上げに関しては、3省庁から提出されています。いずれも具体的な数字を挙げてはいませんが、DC制度を通じた老後の所得保障機能の充実を強化するため、資産形成の促進のため、拠出限度額の引上げを要望しています。

現行のDC制度の掛金拠出限度額については、右下図をご参照ください。

2. 企業型DCにおける個人拠出の容認

いわゆる企業型DCにおけるマッチング拠出のことです。これに関しては、3省庁いずれも要望を提出しています。事業主からの拠出に個人からの拠出を上乗せし、受給時の給付額をより厚くしようという試みです。日本のDC制度は、アメリカの制度を手本として導入されましたが、本家アメリカにおいては、個人拠出が基本であり、その上乗せとして企業がマッチング拠出をしています。

確定給付企業年金などにおいては、事業主拠出を基本とし労使合意の下、従業員にも掛金の拠出が可能なケースもあります。老後の所得保障のあり方として、企業年金以外での自助努力の必要性

やその充実がより重要となっていることについては、皆さんの知るところです。

企業型DCにおける掛金拠出の実態は、若年層において拠出限度額より低い水準となっていることから、老後の所得保障機能を充実させるため、DCを通じた投資を拡大するためにも、企業型DCにおける個人拠出の容認を要望しています。

3. 個人型DCの加入対象者の見直し

DC制度は、企業型DCを中心として位置付けられており、民間サラリーマンが個人型DCに加入できるのは、企業型DCを実施しておらず、かつ、企業年金(厚生年金基金・税制適格年金等)を実施していない企業にお勤めの場合についてのみとなっています。こうした加入対象者の見直しについて、「金融庁」、「厚生労働省」から要望が提出されています。

いずれも、従来から税制改正要望として出されている内容であり、目新しさは見受けられませんが、このような改正により、DC制度の充実が図られることに期待したいと思います。

DCの毎月の拠出限度額と税制改正要望事項

企業型DC (事業主拠出)		個人型DC(本人拠出)		
		民間サラリーマン		自営業者
企業年金 なし	企業年金 あり	企業年金 のみ	企業年金 なし	
個人拠出 4.6万円	個人拠出 2.3万円	新設	1.8万円	6.8万円
↑引上げ	↑引上げ	↑引上げ	↑引上げ	↑引上げ

上乗せを可能に
加入可能に

各省庁HPを参考に岡三証券にて作成

以上

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。

岡三証券は確定拠出年金(DC)の運営管理機関です(登録番号667)